

## 志賀町制度融資一覧

名 称	使 途	融資(貸付)対象	融資(貸付)条件
志賀町地域産業活性化資金	この制度による資金の使途は、事業者が実施する生産施設、生産設備又は店舗若しくは観光施設等の整備に必要な資金であって、次に掲げるものとする。 (1) 工場等の新增築又は改築若しくは機械設備等の新增設又は更新のための資金 (2) 店舗等の新增築、改築又は改装若しくは設備等の新增設又は更新のための資金 (3) 宿泊施設等観光施設の新増築、改築又は改装若しくは設備等の新增設又は更新のための資金 (4) 福利厚生施設の新増築、改築又は改装のための資金 (5) 用地取得及び造成に要する資金で町長が特に必要と認めたもの	事業所等の新增築及び改築、改装又は機械設備等の新增設及び更新を行う事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 町内に1年間に以上事業所を有し、引き続き事業を営む志賀町商工会若しくは富来商工会の会員又は志賀町商工会若しくは富来商工会の経営指導を概ね6箇月以前から受けている事業者であること。 (2) 投資総額が5,000,000円以上であること。 (3) 町税を完納している事業者であること。	(1) 融資限度額は、次のとおりとする。 ア 総投資額の80パーセント相当額又は30,000,000円のいずれか低い額 イ 総投資額が50,000,000円を超え、かつ、2人以上の雇用増加が見込まれるものであって、町長が特に認めた場合は、総投資額の80パーセント相当額又は50,000,000円のいずれか低い額 (2) 融資期間は、7年以内(据置期間1年以内)とする。 (3) 融資利率は、別に町長が定める。 (4) 担保は、取扱金融機関所定の扱いによるものとする。 (5) 保証人は、取扱金融機関所定の扱いによるものとする。 (6) 償還方法は、原則として元金均等償還とする。ただし、全部又は一部を繰上償還することができる。
志賀町商工観光業振興近代化資金	商業者においては店舗の増改築、駐車場の整備及び商店街等の近代化、工業者においては建物機械設備の新増設及び共同施設の整備、観光業者においては施設の新増改築、駐車場及び共同施設の整備に伴う設備資金とする。	この制度の融資対象は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。 (1) 町内に1年間に以上事業所を有し、引き続き事業を営む志賀町商工会若しくは富来商工会の会員又は志賀町商工会若しくは富来商工会の経営指導を概ね6箇月以前から受けている事業者 (2) 町税を完納している事業者	(1) 融資限度額は、次のとおりとする。 ア 法人又は個人の設備資金 10,000,000円以内 イ 組合(協同組合法によるもの)の設備資金 13,000,000円以内 (2) 融資期間は、7年以内(据置期間6箇月以内)とする。 (3) 融資利率は、別に町長が定める。 (4) 担保は、原則として石川県信用保証協会の信用保証を付するものとする。 (5) 保証人は、次のとおりとする。 ア 個人の場合 2人以上 イ 法人又は組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)によるもの)の場合 代表者ほか、2人以上
志賀町中小企業経営安定化資金	商工業の事業に要する運転資金とする。	この制度の融資対象は、町税を完納している者で次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 町内に住所又は事業所を有する個人又は法人であって、原則として1年以上同一事業を営んでいる者 (2) 前号に掲げるもののほか、町長が認定した者 (3) 町税を完納している事業者	(1) 貸付限度額は、5,000,000円とする。 (2) 償還期間は、5年以内(据置期間6箇月以内)とする。 (3) 利率は、別に町長が定める。 (4) 担保は、必要に応じ物的担保又は石川県信用保証協会の保証に付する。 (5) 保証人は、原則として2人以上とし、法人の場合は代表者の個人保証を追加する。
志賀町勤労者福祉資金	この資金は、住宅の新・増築、就職、修学、結婚その他勤労者の不時の支出に充てるものとする。	貸付対象は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。 (1) 本町に住所を有する月額基本給280,000円以内の給与所得者 (2) 前号に掲げるもののほか、志賀町勤労者福祉資金運営委員会で必要と認めた者	(1) 貸付金額は、150万円を限度とする。 (2) 貸付期間は、5年以内とする。 (3) 貸付利率は、別に町長が定める。 (4) 保証人は、原則として2人以上とする。 (5) 償還方法は、原則として元金均等月賦償還とする。ただし、全部又は一部を繰上げて償還することができる。